

平成30年度 一般監査結果の概要

平成31年3月

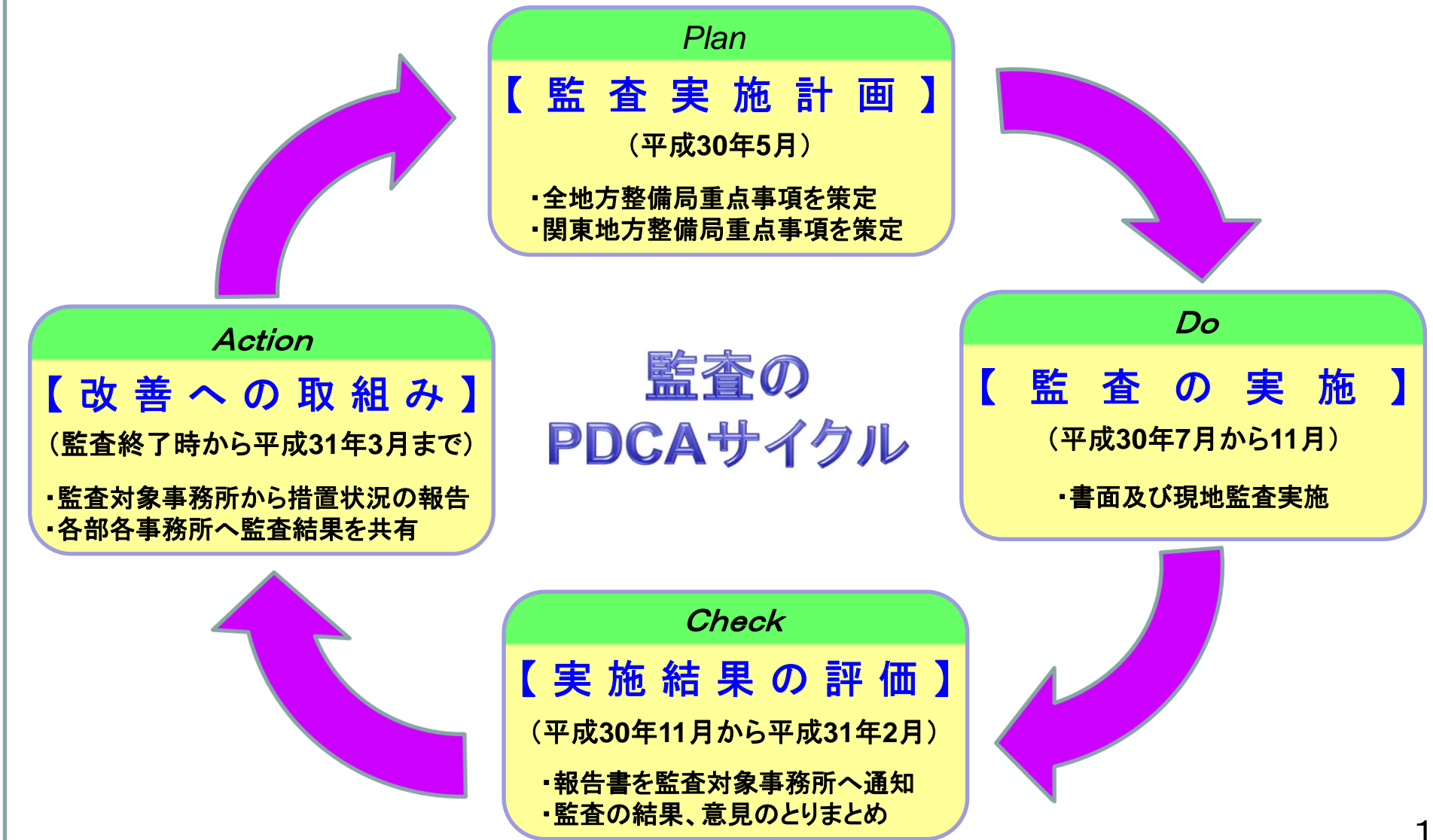
国土交通省 関東地方整備局

関東地方整備局における一般監査の目的と流れ

【一般監査の目的】

関東地方整備局の事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的とする。

関東地方整備局における業務遂行について監査を実施



平成30年度 一般監査結果の概要

■平成30年度 監査重点項目及び監査対象事務所

【監査重点項目】

(1) 全地方整備局重点事項(平成29年度特別監察報告書の提示意見に対する措置状況監査)

- ① 研修等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- ② 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- ③ 機密情報管理の徹底に関する取組
- ④ 応札・落札状況の分析に関する取組

(2) 関東地方整備局重点事項

- ⑤ 業務の適正かつ効率的執行
- ⑥ 契約手続きの適正な執行
- ⑦ 行政情報の管理等

【監査対象事務所】

利根川上流河川事務所
荒川上流河川事務所
相模川水系広域ダム管理事務所
川崎国道事務所
国営昭和記念公園事務所
鹿島港湾・空港整備事務所

利根川下流河川事務所
京浜河川事務所
品木ダム水質管理所
大宮国道事務所
甲武営繕事務所
千葉港湾事務所

渡良瀬川河川事務所
八ッ場ダム工事事務所
東京国道事務所
関東技術事務所
横浜営繕事務所

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ① 研修等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

【監査視点】

- コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的に所内研修等取組が行われているか。

【監査結果】

- コンプライアンス推進本部や幹部会を通じて、事務所長や副所長等が倫理の保持や発注者綱紀規程、個人情報保護などの法令遵守について継続的に注意喚起等を実施していた。
- コンプライアンス推進計画の活動予定表に沿って、所内講習会等を計画し実施していた。また、四半期ごとに「公務員の不祥事等」の事案や不当な働きかけ等を題材に、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施していた。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ① 研修等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

<取組事例>

- 小規模な事務所においては、全体会議後に全職員が参加してコンプライアンス・ミーティングを実施し、幹部と幹部以外の職員でコンプライアンス遵守意識の共有を図っていた。
- コンプライアンスのマンネリ化防止のため、本局からのミーティング題材だけでなく、社会（地域）報道の話題の活用、DVDの視聴などを行っていた。

【主な意見】

- コンプライアンス推進計画に基づき計画的に取り組むことが重要であるが、コンプライアンスの意識を組織内に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃からコンプライアンスの推進に率先して取り組む姿勢を見せ続けることも重要である。
- 時間の経過とともに倫理意識等が薄れないように継続して実施することも重要であり、コンプライアンス・ミーティングや講習会、さらに各種会議・研修会等や日常の業務指導の中で定期的・継続的に指導を行い、意識高揚や風化防止を図り、倫理観や規範意識の醸成に引き続き取り組まれない。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ② 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

【監査視点】

- 事業者等の対応にあたって、カウンターや執務室の外にオープンな接客室等を設け対応が行われているか。

【監査結果】

- 事業者等との対応については、庁舎入口、玄関内入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行っていた。また、事業者との打合せ等は、各課のカウンターや執務室外の共有のオープンスペースで複数の職員により対応し、執務室内の場合は、他の職員の視界の入るオープンスペースで行うなど、公正性・透明性等を確保していた。
- 積算業務、技術審査・技術評価業務を担当する課においては、機密情報漏えい防止のため、常時、入室制限の掲示により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- 副所長室については、大部屋化・相部屋化が実施されていた。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ② 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

【主な意見】

- 事業者・OBとの接触・対応にあたっては、原則として、執務室の外にオープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との対応方法の徹底を図るよう引き続き努められたい。
- 仕様書及び設計書の作成や技術審査・技術評価業務を担当する課においては、機密情報漏えい防止のための取組として、執務室への自由な出入りを制限するなど引き続き努められたい。
- 副所長室では、事業者等が来訪した場合、互いの副所長が容易に視認できることが重要である。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ③ 機密情報管理の徹底に関する取組

【監査視点】

- 入札契約の適正化の観点から、機密情報について適切な管理を徹底するとともに、情報が漏えいしにくい体制の確保が図られているか。

【監査結果】

- 「情報管理整理役職表」が作成され「情報管理責任者」「業務上取り扱う者」を指定し、適切に運用していた。
- 集約化に伴う代表事務所では、積算業務と技術審査・評価業務についてフロアーが分離されていた。
- 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、事務所及び出張所において、共通する「業務上取り扱う者」のみが使用することのできるサーバ及びフォルダー内で管理されており、他の者がアクセスできないよう設定されていた。また、技術提案書等の書類については施錠できる文書庫等で管理し、廃棄すべき書類は裁断により処分されていた。

【主な意見】

- 発注者は、民間企業からの技術提案書自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないよう、その取扱いに留意されたい。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ④ 応札・落札状況の分析に関する取組

【監査視点】

- 発注工事の落札率、応札状況の傾向や分析、不調時の対応、談合情報又は談合疑義があった場合の対応が適切に行われているか。

【監査結果】

- 応札状況に不自然がないか、入札・契約手続運営委員会でチェックが行われていた。
- 不調時の対応について、適切に行われていた。なお、監査対象営繕事務所では「営繕部作成マニュアル」を活用していた。
- 談合疑義のあった事務所においては、談合情報対応マニュアルにより適切に運用していた。

【主な意見】

- 不調時の対応について、局内統一の「不調時対応マニュアル」を作成し周知されたい。
- 入札談合に関する情報等に対しては、対応フローの周知を行い、随時適正な対応がとれるように図られたい。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ⑤ 業務の適正かつ効率的執行

【監査視点】

- ワークライフバランスの推進や職員の負担軽減の視点から業務改善(改革)、業務の平準化、効率的な業務執行等が図られているか。
- 超過勤務縮減のための取組、休暇の取得促進等に関する取組や健康管理の取組が適正に行われているか。

【監査結果】

- 幹部会、事業調整会議等を通じ連絡事項、業務上の課題や懸案事項、業務進捗状況について情報を共有。そのうえで、業務の見直しや具体的な改善方策を検討し、効率的・合理的な業務執行を実施していた。
- 超過勤務の縮減については、幹部会等において実施状況を把握・共有し、超過勤務の発生要因の分析を行い、業務分担の見直しなど縮減に努めていた。また、超過勤務が長時間に及ぶ職員に対しては、特別健康診断を適切に実施していた。
- 年次休暇の計画的使用の促進として、幹部会を通じて年次休暇の計画的使用、ポジティブ・オフの取得及び連続休暇の取得を促していた。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ⑤ 業務の適正かつ効率的執行

< 取組事例 >

- 川崎国道事務所では、所内の会議において、独自のルールを明示した「会議等の進め方」を会議室に掲示するとともに、机上に置時計を設置し、会議終了予定10分前にアラームを鳴らし決定事項など「まとめ」を行うこととしており、時間管理を意識した業務改善を実施していた。
- 東京国道事務所では、議事資料をタブレット「モアノート」に入力し、安全な情報共有基盤による一元管理を行い、また利根川下流河川事務所では、入札・契約手続運営委員会をPCが常設してある会議室で開催し、それぞれペーパーレス会議を実施していた。

会議等の進め方 (川崎国道)

1. 開催通知
➢ 「日時」「目的」「到達点」を周知
2. 会議資料
➢ 事前配布(努力目標) ➢ 既存資料の活用
3. 開始時
➢ 「目的」「到達点」「終了時間」の確認
4. 時間厳守
➢ 会議時間は60分以内
5. 終了前
➢ 「決定事項」「今後やるべき事項」の確認

【主な意見】

- 業務量が増大する中、職員一人ひとりが自分の仕事を見直して効率化を図るとともに、業務の優先順位を定め、重要な業務の明確化、業務の廃止・縮小、時期の見直し等の「業務プロセスの改善」に積極的に取り組まれることを期待する。
- 超過勤務の縮減については、引き続き管理職員による事前・事後確認を徹底するなどにより、長時間に及ぶ超過勤務の改善に努められたい。また、管理職員の超過勤務においても、適切に把握し、職員の健康管理には十分配慮されたい。
- 休暇の取得促進については、日頃から各職場においてコミュニケーションを図りつつ、職員が年次休暇等を取得しやすいよう引き続き環境づくりに努められたい。

平成30年度 一般監査結果の概要

■監査重点項目 ⑥ 契約手続きの適正な執行

【監査視点】

- 入札契約手続きが適正に執行されているか。
- 用地取得業務が、適正に執行されているか。
- 工事の品質確保の促進及び工事の適正な施工が実施されているか。また、工事事故防止の取組が十分なされているか。

【監査結果】

- 入札契約の過程及び積算の妥当性等概ね適正に行われていた。また、入札契約手続き等のミスがあった事務所において、ダブルチェックを行うなど再発防止体制をとっていた。
- 取得用地の管理については、全般的に適切に管理されていた。
- 現場におけるワンデーレスポンスの徹底、工事書類の簡素化など土木工事書類作成マニュアルに基づき運用が適切に行われていた。また、重点的安全対策についても、必要な対策が「施工計画書」に記載され工事が施工されていた。
- 工事の安全対策については、事務所安全対策協議会を開催し、請負者へ周知徹底を図っていた。それに加え、出張所等による安全パトロールなどの取組も行われていた。

平成30年度 一般監査結果の概要

■監査重点項目 ⑥ 契約手続きの適正な執行

<取組事例>

- 利根川上流河川事務所では、事務所独自の取組として、2か月に1回の安全パトロール時に座学の機会を設け、労働安全衛生や公衆災害に関する各種情報を分かりやすく解説し、安全に関わる理解を深める取組を行っていた。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画	
<p>はじめに 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事の現場での災害は、年間約400名もの犠牲者が出ていくことを置く限り止め、災害撲滅に向けて一層の果敢性のある取組を推進する必要がある。 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係機関の労働者と同じような作業に従事しており、特定の対応が必要である。 建設工事従事者の高齢化が進んでいる中、中長期的な取り組みの確保を進めていくことが急務である。 	<p>第1 基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 適正な請負代金の額、工期等の設定 設計、施工等の各段階における措置 安全及び健康に関する意識の向上 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上
<p>第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設工事の請負契約における経費の適切な明瞭な積算等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切な明瞭な積算等 ※ 実態を踏まえつつ、実費を定額とするなどにより、それを踏まえ、適切な明瞭な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実態のある取組を推進し、実施する。 安全及び健康に配慮した工期の設定 <ul style="list-style-type: none"> ※ 休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。 ※ 施工時期を平準化する等、計画的な注目を実施する。 責任体制の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ※ 建設工事の現場における措置の統一の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 一人親方等の安全及び健康の確保 <ul style="list-style-type: none"> ※ 一人親方等が職能に応じた仕事を的確に把握する。 ※ 一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。 特別加入制度への加入促進等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ※ 一人親方等特別加入していない労働者の割合を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を推進する。 建設工事の現場の安全性の向上等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設業者等による自主的な取組の促進 (2) 工法や資機材等の開発普及の促進 ※ Constructionを推進することにより、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。 安全及び健康に関する意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全衛生教育の促進 (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進
<p>第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会保険等の加入の促進 ※ 建設現場等内労働者の加入した経費の活用等による法定外給付の適切な確保及び社会保険等の加入の促進について実効性のある対策を推進する。 建設キャリアアップシステムの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> (3) 「働き方改革」の推進 ※ 適正な工期設定、休日二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。 	<ol style="list-style-type: none"> 墮落・転倒災害の防止対策の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働安全衛生法上の遵守徹底等 ※ 労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。 ※ 労働安全衛生規則に併せて定めることが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。 墮落・転倒災害防止対策の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ※ 建設キャリアアップシステムを契機とした大規模な先進的取組 基本計画の推進体制 <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係における連携、協力体制の強化 (2) 調査・研究の充実 (3) 施策の推進状況の点検と計画の見直し ※ 年度ごと3年間で調査等を行った上で、基本計画に検討を加え、必要があると思われる場合には、速やかにこれを更新する。



- 国営昭和記念公園事務所では、請負者との初回打合せ時に、公園内の作業に対する注意事項をまとめた冊子を配布するなど、事務所独自の安全対策に取り組んでいた。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ⑥ 契約手続きの適正な執行

【主な意見】

- 本局から周知される手続きミス事例を参考に、対応方策の見直しを継続的に行うなど、入札契約手続きミスの発生防止に引き続き取り組まれない。
- 用地取得業務については、各種通知等の趣旨を踏まえた適正な用地事務の執行のための取組や適正な個人情報の取り扱いのための取組について、引き続き取り組まれない。
- 「ワンデーレスポンス」は、現場で発生した問題を解決するために行動の迅速化を図り、所定の工期内で工事を完成させるために適切な工程管理を行うための重要な取組であり、引き続き適正に取り組まれない。
- 工事安全パトロールでの課題や、事務所特異の現場の実情を踏まえた独自の重点的安全対策(事故防止)の取組方針を策定するなど工夫を凝らした取組を行うとともに、今後の安全対策につなげるための体制作りを継続して実施されたい。

平成30年度 一般監査結果の概要

■ 監査重点項目 ⑦ 行政情報の管理等

【監査視点】

- 行政文書の管理体制及び管理状況全般に関する取組が行われているか。
- 個人情報の保護に関する取扱いが適正に行われているか。
- 情報セキュリティポリシーにおける情報セキュリティ対策が適正に行われているか。

【監査結果】

- 行政文書の管理に関する規則等について、幹部会や所内会議等で適切に職員へ周知を行っていた。
- 個人情報の取扱いについては、「個人情報の適切な管理運用の徹底について」等の通知により適切に周知されていた。
- 情報セキュリティポリシー実施手順書の遵守状況については、概ね適正な対応が図られていた。

平成30年度 一般監査結果の概要

■監査重点項目 ⑦ 行政情報の管理等

【主な意見】

- 行政文書行政文書の管理に関する規則等については、幹部会や所内会議等を通じて職員周知を行うとともに、周知した内容が確実に実施されるよう所内講習会等により引き続き徹底されたい。
- 個人情報の取扱いについては、関係法令等に基づき、適正な管理に努められたい。
- 退庁時に端末の電源切断を確実に実施するとともに、インターネット閲覧は業務に必要な時のみとするよう周知徹底されたい。

